

# 津別町地域防災計画（概要版）

このたび、町では津別町地域防災計画の修正を行いました。これはその概要版として町、住民、事業者等の行うべき災害対策についてまとめたもので、避難所や避難経路の確認、非常用備蓄品の用意等、日ごろから災害に対しての備えをしておきましょう。

## 👉 地域防災計画とは 👉

町で発生するおそれのある災害に対する予防、応急及び復旧・復興対策について、町、住民その他防災関係機関が行うべきことを定め、町の地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

詳しい内容は、町で公開している「津別町地域防災計画」又は町のホームページ（<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>）をご覧ください。

## 《計画の構成》

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第42条の規定により「津別町防災会議」が作成した計画で、津別町の地域に係る防災に関し、「総則」、「防災組織」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「地震災害応急対策計画」、「災害復旧・復興」の6つの章から構成されています。

## 防 災 組 織

### 町防災会議

災害の予防・応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の実施体制の確立を図るため、津別町では災害対策基本法第16条に基づき防災会議を設置しています。住民の自主防災組織の充実することを記述しています。

防災会議の構成は町長を会長とし、津別町防災会議条例第3条第5項の規定により指定地方行政機関（網走開発建設部、網走南部森林管理署、網走地方气象台）、自衛隊（陸上自衛隊美幌駐屯地）、北海道知事の内部職員、北海道警察、町長部内の職員、教育委員会、美幌津別広域事務組合、指定公共機関（N T T北海道北見支店、北海道電力株、日本郵便株津別郵便局）、指定地方公共機関（美幌医師会）から構成されています。

### 災害対策本部

町長は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合が必要があると認められるときは、災害対策基本法第23条の2及び津別町災害対策本部条例に基づき、津別町災害対策本部を設置し防災活動を推進することとなります。

## 《町が行う災害対策》

道、他市町村、消防、警察その他防災関係機関の協力を得て災害対策を行います。

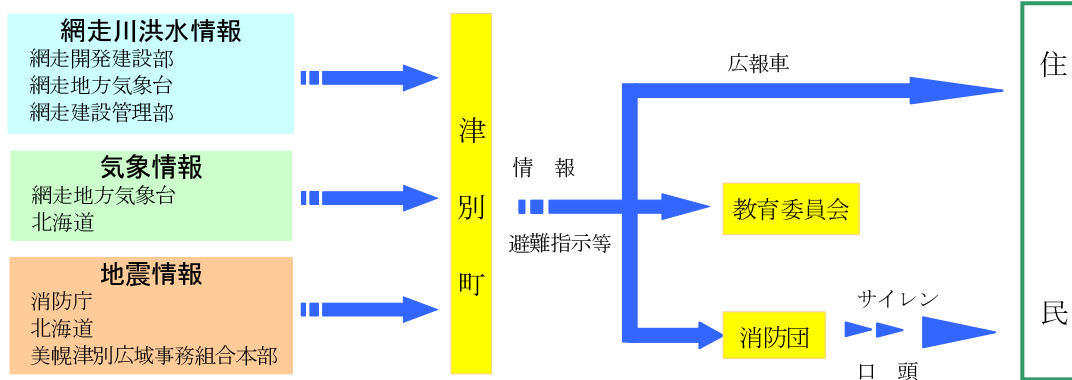
### 予防 災害による被害を最小限にするための予防対策

- 住民や職員に対する防災知識の普及、防災教育及び訓練の実施
- 災害時の避難等に対してハンディキャップを負う高齢者、心身障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人等の**災害時要援護者**に対する支援体制の整備
- 災害に強いまちづくりの推進
- 災害時における応急活動が円滑に行われるための体制整備（情報の伝達、避難、救助、医療）
- 地域の自主防災組織の育成・強化、ボランティア活動の受け入れ態勢の整備

### 応急対策

災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合の活動体制の確立、応急対策活動

### ○情報の伝達方法



### ○町の活動体制



### ○災害規模、被害状況等の調査

### ○災害応急対策の実施

- ・被害の拡大防止活動
- ・被災情報の収集、広報活動
- ・被災者の救助、救出活動
- ・保健衛生及び廃棄物処理活動
- ・道や近隣市町村への応援要請
- ・緊急物資の調達、供給
- ・ボランティア、義援物資、義援金の受け入れ

## 《住民及び自主防災組織が行う災害対策》

1人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき災害に自ら備えるとともに、防災活動に参加して地域防災に寄与するように努めます。

### 予防

#### ○災害に関する知識の取得

- ・ 気象注意報・警報、洪水予報、地震速報等
- ・ 災害の種類や地震の震度
- ・ 災害危険箇所の把握
- ・ 災害時にとるべき行動（避難勧告等発表時の行動、避難方法、避難所での行動等）

#### ○家庭での防災についての話し合い

- ・ 避難所、経路の確認
- ・ 非常持出品及び備蓄品の選定と準備、点検

#### 非常持出品

避難する際に持っていく最低限の品

- ・ 貴重品、非常食、飲料水、衣料、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等

#### 非常備蓄品

災害後、復旧までの数日間用に備えるための品

- ・ 3日分相当飲料水(大人1人当たり1日3ℓ)、食料、生活必需品、燃料等

- ・ 家族の安否確認方法（NTTや携帯電話による災害用伝言ダイヤルなどの活用等）
- ・ 災害時の役割分担等（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）

#### ○家庭の安全点検や建物等の補強

#### ○応急救護方法の習得

#### ○消火器や土のう、スコップ、大工道具等の準備、点検

#### ○地域等で行う防災訓練への参加

#### ○地域の自主防災組織の立ち上げ

- ・ 地域における災害時要援護者の把握
- ・ 活動体制、連絡体制の整備

### 応急対策

#### ○町、消防、警察等への通報

#### ○避難、救急・救助活動への協力

#### ○火災予防や初期消火活動の実施

自主防災組織とは・・・

自分たちの町、隣人を助け合う自発的な防災組織です。

大災害が発生した場合など、救急車や消防車が現場に到着するまで時間がかかります。そのようなときに、地域の住民などによる救助や消火活動がとても重要となります。

## 《企業及び事業所が行う災害対策》

災害時に果たす役割（従業員や顧客・利用者の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、災害発生時において被害を最小限に食い止めることができるように努めます。

### 予防

- 災害行動マニュアルの作成及び防災訓練の実施
- 防災設備の保守・点検の徹底
- 町や地域が行う防災活動への協力体制の整備

### 応急対策

- 町、消防、警察等への通報
- 避難、救急・救助活動への協力
- 火災予防や初期消火活動の実施

### 避難所の運営対策

避難が長期にわたる場合の避難所の運営は、自主防災組織など避難者の自主的運営を基本とします。

- 避難所の管理者は、原則として避難施設の管理者
- 避難者名簿を作成し災害対策本部へ報告
- 災害時要援護者への対応を優先
- 避難生活が快適に過ごせるよう衛生管理の徹底
- 医療救護活動と連携した健康管理の実施
- 女性や子育て家庭のプライバシーを尊重し、男女のニーズの違いに配慮した避難所の運営ができるように女性の参画を推進
- 相談窓口の設置等により避難住民へ情報の提供

### 住民による二次災害対策

- 地震等で自宅から避難をするときの二次災害防止の徹底
  - ・電気のブレーカーを落とす。
  - ・ガスの元栓を締める。

## 避難所

大地震や風水害等の災害が発生し又は発生するおそれのある場合、住民の生命又は身体を保護するため、必要と認める地域住民に対し避難勧告・指示、避難誘導及び避難所を開設します。

- 1次避難所は、身近な、短期間の避難施設
- 2次避難所は、長期にわたる避難生活の施設
- 拠点避難所は、災害対策本部の指示等で使用する施設

〔※避難所運営マニュアルを作成しています。〕

### 【1次避難所】

自治会名	避難場所（屋外）	所在地
幸町、本町、西町、東町、旭町第1、旭町第2、旭町第3、緑町第1、緑町第2、緑町第3、共和第2、共和第3、共和第4、豊永第2、豊永第3、豊永第4	津別小学校グラウンド 津別神社境内 津別保育所広場 中央公民館前庭及び駐車場 津別町野球場 高栄団地集会所広場 津別高校グラウンド 豊美寿の家広場 津別中学校グラウンド *上記のいずれかを避難者が選択します	幸町 68 - 1 西 2 条 31 新町 1 - 3 豊永 6 - 1 ほか 達美 212 - 1 高台 42 共和 32 - 2 豊永 20 - 1 豊永 9 - 3
新町	津別保育所広場	新町 1 - 3
柏町	津別町野球場	達美 212 - 1
高台町	高栄団地集会所広場	高台 42
達美町	津別町野球場	達美 212 - 1
活汲中央	活汲小中学校グラウンド	活汲 258
本岐市街	本岐小学校グラウンド 本岐地区多目的公園 *上記のいずれかを避難者が選択します	本岐 105 本岐 209 - 1 ほか
相生中央	相生公民館広場 旧相生小学校グラウンド 相生総合交流ターミナル施設前 *上記のいずれかを避難者が選択します	相生 74 - 9 相生 176 相生 83 - 1
東岡、活汲第1、活汲第3、岩富、東達美、達美、西達美、下最上、上最上、高台第1、高台第2、豊永第1、下美都、上美都、上里、共和第1、恩根第1、恩根中央、双葉、沼沢、本岐第2、木樋、二又、大昭、布川、相生第2	自宅周辺等の安全な場所	

## 【2次避難所・拠点避難所】

自治会名	避難所（屋内）	所在地	面積	収容人員	拠点避難所
幸町、西町、東町、東達美、達美、下最上、上最上	津別小学校	幸町 69 - 1	校舎 4,863 屋体 1,373	1,000	津別小学校
本町	地域振興センター	本町 83 - 1	488	50	津別小学校
新町	津別保育所	新町 1 - 5	609	180	津別小学校
旭町第 1、旭町第 2、旭町第 3	中央公民館	豊永 5 - 1 ほか	2,602	770	津別小学校
柏町、達美町	農業者トレーニングセンター	豊永 6 - 1	1,796	600	農業者トレーニングセンター
高台町	高栄団地集会所	高台 42	99	30	農業者トレーニングセンター
緑町第 1	生活改善センター	幸町 65 - 1	1,327	400	津別中学校
緑町第 2、緑町第 3	西町寿の家	緑町 10 - 1	143	40	津別中学校
共和第 2、共和第 3、共和第 4	津別高校	共和 32 - 2 ほか	校舎 3,978 屋体 966	900	津別高校
豊永第 1、豊永第 2、豊永第 4、高台第 1、高台第 2、下美都、上美都	津別中学校	豊永 6 - 2	校舎 3,534 屋体 1,243	1,070	津別中学校
豊永第 3	豊美寿の家	豊永 20 - 1	180	40	津別中学校
東岡	活汲地域農業研修センター	活汲 265 - 1	211	60	活汲小中学校
活汲中央、活汲第 1、活汲第 3、岩富	活汲小中学校	活汲 258	校舎 1,572 屋体 411	430	活汲小中学校
西達美	西達美農作業管理休養施設	最上 46 - 15	81	30	津別中学校
上里	上里農作業管理休養施設	上里 156	59	30	津別中学校
共和第 1	共和地区集会施設	共和 17 - 6	384	120	津別高校
恩根第 1	恩根第 1 農作業管理休養施設	恩根 152 - 1	66	30	津別高校
恩根中央	恩根寿の家	恩根 162 - 1	113	30	津別高校
双葉	双葉地区集落センター	双葉 51 - 1	99	30	本岐小学校
沼沢、木樋、二又	本岐地域農業研修センター	本岐 4 - 7	250	60	本岐小学校
本岐市街、本岐第 2	本岐小学校	本岐 105	校舎 996 屋体 512	360	本岐小学校
大昭	大昭公民館	大昭 125	89	30	本岐小学校
布川	布川会館	布川 89 - 1	81	30	本岐小学校
相生中央、相生第 2	相生公民館	相生 74 - 9	257	70	本岐小学校

災害の発生のおそれがあるとき（大雨による洪水警報が発表されているときや震度 4 以上の地震が起きたときなど）は、職員が 24 時間体制で待機しています。緊急の場合は町へ連絡してください。

津別町総務課（☎76-2151～76-2157）